平成２５年（フ）第２２７号
香川県高松市元山町124番地１
破産者　有限会社サンセイ
１　決定年月日　平成25年11月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第７１号
佐賀県唐津市鏡2985番地４
破産者　有限会社フジモト工業
１　決定年月日　平成25年11月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２４年（フ）第２３０号
群馬県富岡市黒川1145番地の４
破産者　株式会社丸伸
１　決定年月日　平成25年11月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第６６７号
東京都新宿区新宿１丁目31番16号
破産者　有限会社ワークス・ワン
１　決定年月日　平成25年11月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第６６８号
東京都多摩市豊ヶ丘１丁目40番地３―202
破産者　本多　宏司
１　決定年月日　平成25年11月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第６９６号
東京都国立市中２丁目10番地の26森永ハイツ203
破産者　市原　牧子
１　決定年月日　平成25年11月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１７３０号
横浜市青葉区すすき野３丁目２番地１
破産者　有限会社フローリストアクタガワ
１　決定年月日　平成25年11月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１号
山梨県南都留郡鳴沢村4455番地
破産者　株式会社テルゴ
１　決定年月日　平成25年11月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２５年（フ）第１９５号
岐阜県美濃市613番地１
破産者　市橋　洋子
１　決定年月日　平成25年11月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第２９５号
静岡市駿河区馬淵３丁目18番６号
破産者　有限会社友愛電機
１　決定年月日　平成25年11月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２２３号
静岡県沼津市寿町14番14号
破産者　株式会社飯島商会
１　決定年月日　平成25年11月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第３９９号
静岡県磐田市今之浦４丁目13番地の５
破産者　有限会社ベンソン販賣
１　決定年月日　平成25年11月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第６号
広島県呉市上平原町13番41号
破産者　株式会社ＣＬＡＰ
１　決定年月日　平成25年11月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第３３１号
高知市塩田町14番24号
破産者　永愛ハウス工業株式会社
１　決定年月日　平成25年11月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１号
鹿児島県姶良市蒲生町西浦532番地３
破産者　株式会社久建
１　決定年月日　平成25年11月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第１６１号
沖縄県浦添市城間４丁目15番８号
破産者　株式会社サムズ
１　決定年月日　平成25年11月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第２１６号
沖縄県宜野湾市伊佐４丁目６番８号
破産者　有限会社与那嶺オート
１　決定年月日　平成25年11月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第８号
北海道北見市桜町３丁目63番地１　ロイヤルハイツさくらＡ４－１号室、開始決定時の住所北海道北見市常呂町字常呂226番地
破産者　佐藤　　栄
１　決定年月日　平成25年11月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２４年（フ）第６７号
宮城県石巻市水沼字日影14番地
破産者　中澤　徳雄
１　決定年月日　平成25年11月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２５年（フ）第１３８７号
横浜市鶴見区北寺尾３丁目２番28号　清宮アパート202
破産者　大野　勝男
１　決定年月日　平成25年11月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３４９号
神奈川県小田原市栢山2640番地　コアカヤマ66―101
破産者　對木　靖浩
１　決定年月日　平成25年11月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部